第12号の2様式(表)

|  |
| --- |
| 許可通知書第　　　　　号　　年　　月　　日　　　　申請者　　　　様墨田区長　　　　　　　　　　印　　1　申請年月日　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日2　敷地の地名地番3　建築物若しくは工作物又はその部分の概要 |
| 　上記による許可申請書及び添付図書に記載の計画については、 | 建築基準法都条例 | 第　　条 |
| 第　　項第　　号の規定により、下記の条件を付して許可したので通知します。記12(注意)　1　この通知書は、大切に保管してください。　2　裏面には、この決定に対する不服申立て等についての記載があります。 |

(A4)

第12号の2様式(裏)

|  |
| --- |
| 　1　この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、墨田区建築審査会に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。　2　この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、墨田区を被告として(訴訟において墨田区を代表する者は墨田区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。 |